

法務省民二第 853 号
平成 26 年 12 月 25 日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公印省略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正に伴う登記事務の取扱い等について (依命通知)

標記については、本日付け法務省民二第 852 号民事局長通達 (以下「本通達」という。) において通達されたところですが、これに伴う登記事務の取扱い等については、下記のとおりですので、留意願います。

記

第 1 改正に伴う不動産登記事務の取扱いについて

1 登記識別情報の通知事項の追加 (第 37 条第 1 項及び第 2 項関係)

(1) 追加内容

申請人が電子申請をする際の登記識別情報の入力の負担軽減及び登記識別情報の照合の効率化を図るため、登記識別情報の通知に、登記官の使用に係る電子計算機において登記名義人を識別するために必要な情報を格納した QR コード (二次元バーコード) も明らかにしてすることとされた。

なお、当該 QR コードを読み取るために必要な機器については、別途配備される。

(2) 追加時期

平成 27 年 2 月 23 日以降に作成する登記識別情報の通知から追加される。

2 登記識別情報通知書の登記識別情報の秘匿方式の変更 (第 37 条第 2 項関係)

(1) 変更内容

登記識別情報通知書の登記識別情報の秘匿方式として、登記識別情報を記載した部分にシールを貼り付ける方式に代え、当該登記識別情報を記載した部分が隠れるよう用紙を折り込み当該記載部分を被覆し、その縁をのり付けする方式 (以下「折り込み方式」という。) に変更することとされた。

(2) 変更時期

(1) の変更は、現在登記所に設置されている登記識別情報通知用印刷装置では行うことができないことから、当該印刷装置のリプレースに併せて実施する必要があるため当該リプレースが実施された登記所から、順次、折り込み方式による登記識別情報通知書が発行されることとなる。

なお、変更開始日については、登記所ごとに別に定めるとされているところ、これについては別途通知する。

3 登記識別情報通知書の様式について

上記 1 及び 2 のとおり、平成 27 年 2 月 23 日以降は登記識別情報通知に QR コードが追加され、折り込み方式による登記識別情報通知書は同日以降登記識別情報通知用印刷装置のリプレースが実施された登記所から発行が開始されることとなる。

上記 1 の通知事項の追加に伴う変更後の登記識別情報通知書の様式は、本通達別紙

の7のとおりであり、上記2の秘匿方式の変更に伴う変更後の登記識別情報通知書の様式は本通達別紙の8のとおりである。

なお、これらが同日に実施される登記所においては、登記識別情報通知書の様式は本通達別紙の7の様式を用いることなく、直ちに本通達別紙の8の様式を用いることとなる。

別紙7様式（目隠しシールあり）

別記第54号（第37条第2項関係）

登記識別情報通知

次の登記の登記識別情報について、下記のとおり通知します。

【不動産】

【不動産番号】

【受付年月日・受付番号（又は順位番号）】

【登記の目的】

【登記名義人】

（以下余白）

記

登 記 識 別 情 報

○○○-○○○-○○○-○○○ 符号

平成 年 月 日
法務局 出張所
登記官

[目隠しシール]

(注) ○部分には登記識別情報を記載する。

別紙8様式（目隠しシールなし）

別記第54号（第37条第2項関係）

登記識別情報通知

次の登記の登記識別情報について、下記のとおり通知します。

【不動産】

【不動産番号】

【受付年月日・受付番号（又は順位番号）】

【登記の目的】

【登記名義人】

（以下余白）

平成 年 月 日
法務局 出張所
登記官

記

登 記 識 別 情 報

[]-[]-[]-[]-[]-[]-[]-[]-[]-[]-[] 符号

4 周知の方法

上記1から3までのとおり、登記識別情報通知書の様式が変更となる際には、当該変更開始日等について、登記所の掲示場その他の登記所内の公衆の見易い場所への掲示や法務局のホームページでの公開などの方法により、周知を図るものとする。

第2 登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読み取れない状態になった場合の登記識別情報の再作成について

平成22年3月19日付け法務省民二第460号民事局長通達の記の第1において、再作成の対象となる登記識別情報通知書については、平成21年10月まで使用されていたデザインを変更する等の方策を講じる前の証明書用紙（地紋紙）により作成されたものに限るとされているところ、当該方策を講じた後の証明書用紙により作成された場合においても同様の事象が確認されていることから、平成27年2月23日以降においては、その対象を登記識別情報の秘匿方法としてシールを使用している全ての登記識別情報通知書に拡大することとする。

法務省民二第852号
平成26年12月25日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について(通達)

平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し、別紙の1、2及び7については平成27年2月23日から、別紙の3及び8については平成27年2月23日以降の登記所ごとに別に定める日から、別紙の4から6までについては本日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、平成27年2月23日に別紙の3及び8を実施する登記所については、別紙の7は実施しないものとします。

- 1 第37条第1項に次の一号を加える。
(5) 当該登記識別情報その他の登記官の使用に係る電子計算機において登記名義人を識別するために必要な情報を表すバーコードその他これに類する符号
- 2 第37条第2項中「同条第2項の措置として、登記識別情報」の下に「及び前項第5号に規定するバーコードその他これに類する符号」を加える。
- 3 第37条第2項中「見えないようにするシールをはり付ける」を「見えないように用紙を折り込みこれを被覆し、その縁をのり付けする」に改める。
- 4 第49条第3項中「第2号及び第4号」を「第3号及び第5号」に改める。
- 5 第119条第2項中「前条」を「第118条」に改める。
- 6 第133条第1号中「登記事項証明証等」を「登記事項証明書等」に改める。
- 7 登記識別情報通知(書)の様式(目隠しシールなし)
登記識別情報(記号)の下段に登記官の記名押印がされる様式
- 8 登記識別情報通知(書)の様式(目隠しシールあり)
登記識別情報(記号)の上段に登記官の記名押印がされる様式

※ 準則の改正部分の対照表は省略

平成27年1月5日 司法書士武田事務所

【参考】平成26年1月の資料

登記所の端末機器の更新に併せて、登記識別情報通知の印刷機器も変更される予定。
 その際、用紙も変更され、現行のシール方式から折込方式に体裁も変更する予定。
 その後、登記識別情報通知に二次元バーコードが追加され、バーコードを読み取ることで登記識別
 情報提供様式等が作成できるようになる予定。
 併せて、提供様式等に外字の使用も可能になる予定。

平成26年11月30日	前橋地方法務局(本局)		
平成27年02月28日	富山地方法務局	福島地方法務局	
平成27年03月31日	宇都宮地方法務局	広島法務局	仙台北法務局
平成27年04月30日	甲府地方法務局	津地方法務局	那覇地方法務局
平成27年05月31日	岡山地方法務局	札幌法務局	高松法務局
平成27年06月30日	新潟地方法務局	松江地方法務局	福岡法務局
平成27年07月31日	東京法務局	和歌山地方法務局	旭川地方法務局
平成27年08月31日	さいたま地方法務局	前橋地方法務局	静岡地方法務局
平成27年09月30日	長野地方法務局	神戸地方法務局	大津地方法務局
	山口地方法務局	鹿児島地方法務局	盛岡地方法務局
平成27年10月31日	千葉地方法務局	岐阜地方法務局	
平成27年11月30日	大阪法務局	京都地方法務局	福井地方法務局
	長崎地方法務局	山形地方法務局	高知地方法務局
平成27年12月31日	横浜地方法務局	奈良地方法務局	名古屋法務局
	鳥取地方法務局	熊本地方法務局	函館地方法務局
平成28年01月31日	水戸地方法務局	佐賀地方法務局	大分地方法務局
	秋田地方法務局		
平成28年02月29日	釧路地方法務局	徳島地方法務局	松山地方法務局
平成28年03月31日	金沢地方法務局	宮崎地方法務局	青森地方法務局